

○厚生省告示第二十五号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項及び保険薬局及び保険薬剤師兼業担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の使用医薬品（昭和四十五年七月厚生省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

昭和四十六年一月三十日

厚生大臣 内田 常雄

○農林省告示第七十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十一條第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、昭和四十六年三月一日から施行する。

昭和四十六年一月三十日

農林大臣 倉石 忠雄

第四條第二項中「基いて行なう」を「基つて行なう」に改め、「倉庫」の下に「若しくは別表第五に掲げる基準に該当する構造を具備するサイロ」を加え、「行なう」を「行なう」に改める。

第五條中「アメリカ、アルゼンチン、イギリス、オランダ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、フィリピン、フランス、南アフリカ連邦、ブラジル、琉球、台湾」を「アイルランド、アフガニスタン、アメリカ合衆国、アラブ連合共和国、アルジェリア、アルゼンチン、イエメン、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウイエトナム、ヴェネズエラ、ウガンダ、ウルグアイ、エクアドル、エチオピア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ガーナ、ガイアナ、カナダ、ガボン、上ザンベジ、カメルーン、カンボジア、ギニア、キューバ、ギリシャ、グアテマラ、クウェイト、ケニア、コスタリカ、コロンビア、コンゴ（キンシャサ）、サイプラス、サウディ・アラビア、ザンビア、シエラ・レオネ、ジャマイカ、ジョルダン、シリア、スーダン、スイス、スウェーデン、スペイン、セイロン、セネガル、ソヴィエト連邦、象牙海岸共和国、ソマリア、タイ、大韓民国、ダホメ、タンザニア、チエツコスロヴァキア、チャード、中央アフリカ共和国、中華民国、チリ、テニジヤ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ナイジェリア、ニカラガ、ニジエール、ニュー・ジールランド、ノールウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、パラグアイ、パルバドス、ハンガリー、ビルマ、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ペルー、ベルギー、ポランド、ポリネシア、ポルトガル、ホンデュラス、マダガスカル、マラウイ、マリ、マレーシア、南アフリカ共和国、メキシコ、モロッコ、ユーゴスラヴィア、ラオス、リビア、ルーマニア、ルクセンブルグ、レバノン、連合王国」に改める。

第六條中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中、「砂糖すけ及び増産された植物」を「及び乾たけのこ」に改め、同条第四号とし、同条第二号中「粗」を「ひも」に改め、「繊維製品」の下に「及び組織維（原綿を含む）」を加え、同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 糖及びコルク

第六條に次の三号を加える。

五 発酵処理されたバナラビン

六 亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物

七 すもも、あんず、ぶどう、かき、いちじく、なつめ、りゆうがん、バナナ、パイナップル及び

びババイヤの乾果

別表第三の五の項を次のように改める。

五 温湯浸せき	球根類に附着するはなあぶ及びあざみらま	三〇分—四〇分	四—五度	温湯の温度を精密に保つことと処理後乾燥すること
---------	---------------------	---------	------	-------------------------

別表第三の七の項を次のように改める。

七 青酸ガス倉庫くん蒸	果実の表面に附着するかいがらむし	倉庫一立方メートルにつき液体青酸一・八グラム	三〇分	一〇度—二〇度	植物の表面に水分のある場合及び葉を有する植物に対しては葉害に注意すること
-------------	------------------	------------------------	-----	---------	--------------------------------------

別表第三の九の項を次のように改める。

九 臭化メチル倉庫くん蒸	穀類の用に供する植物及びその部分に附着する有害動物	倉庫一立方メートルにつき臭化メチル一・五グラム	二—三時間	一—五度	倉庫内のガス濃度を均一にするよう考慮すること
	袋詰めされた米、小麦、えんどう、コルヒヒ豆、こしよす状の粉状及び有害動物（こくじつせんちゆうを除く）	倉庫一立方メートルにつき臭化メチル二・六グラム	四—八時間	一〇度—二〇度	
	袋詰めされたとうもろこし、きび、及びかす状のものを除く有害動物（こくじつせんちゆうを除く）	倉庫一立方メートルにつき臭化メチル二・七グラム	四—八時間	一〇度—二〇度	ガスを倉庫の上部から噴出させること

別表第三中十四の項を十七の項とし、十の項から十三の項までを三項ずつ繰り下げ、九の項の次に次の三項を加える。

袋詰めされた大豆、とうもろこし、小麦等(粉状のもの)及びかす状のものを除く(有害動物(こくじつせんちゆうを除く)) 袋詰めされた大豆、とうもろこし、小麦等(粉状のもの)及びかす状のものを除く(有害動物(こくじつせんちゆうを除く))	倉庫一立方メートルにつき 四二グラム 三五グラム 二六グラム	四八時間	一〇度以下 一〇度 二〇度以上
ばら積みされたとうもろこし、小麦等(粉状のもの)及びかす状のものを除く(有害動物(こくじつせんちゆうを除く)) ばら積みされたとうもろこし、小麦等(粉状のもの)及びかす状のものを除く(有害動物(こくじつせんちゆうを除く))	サイロ一立方メートルにつき 三二グラム 二八グラム 二一グラム	四八時間	一〇度以下 一〇度 二〇度以上
ばら積みされた大豆、とうもろこし、小麦等(粉状のもの)及びかす状のものを除く(有害動物(こくじつせんちゆうを除く)) ばら積みされた大豆、とうもろこし、小麦等(粉状のもの)及びかす状のものを除く(有害動物(こくじつせんちゆうを除く))	サイロ一立方メートルにつき 四九グラム 四〇グラム 二九グラム	四八時間	一〇度以下 一〇度 二〇度以上
袋詰めされた大豆、とうもろこし、小麦等(粉状のもの)及びかす状のものを除く(有害動物(こくじつせんちゆうを除く)) 袋詰めされた大豆、とうもろこし、小麦等(粉状のもの)及びかす状のものを除く(有害動物(こくじつせんちゆうを除く))	倉庫一立方メートルにつき 五七グラム 四七グラム 〇七グラム	六日 七日間	一〇度以下 一〇度 二〇度以上

別表第四を次のように改める。

別表第四 倉庫の基準	A 級	B 級	C 級
ばら積みされたサイロ一立方メートルにつき、小麦、とうもろこし、大豆等の粉状のもの及びかす状のものを除く(有害動物(こくじつせんちゆうを除く)) ばら積みされたサイロ一立方メートルにつき、小麦、とうもろこし、大豆等の粉状のもの及びかす状のものを除く(有害動物(こくじつせんちゆうを除く))	七〇%以上	五五%以上	四〇%以上
一次の各号の一に該当するもの 一 厚さ九センチメートル以上のコンクリート造りのもの	同上	同上	同上

別表第三の備考を次のように改める。

備考 この表に掲げる倉庫、くんの蒸の場合の実施方法は別表第四に掲げるB級の倉庫を、サイロ、くんの蒸の場合の実施方法は別表第五に掲げるB級のサイロをそれぞれ標準としたものである。

別表第四の備考を次のように改める。

備考 この表に掲げる倉庫、くんの蒸の場合の実施方法は別表第四に掲げるB級の倉庫を、サイロ、くんの蒸の場合の実施方法は別表第五に掲げるB級のサイロをそれぞれ標準としたものである。

外壁及び仕切壁

- 二 厚さ一五センチメートル以上の石れんが又はコンクリートブロック造りのもの
- 三 厚さ〇・二七ミリメートル以上の亜鉛鉄板張りもの
- 四 厚さ三ミリメートル以上のベニヤ板張りのもの
- 五 厚さ三センチメートル以上のモルタル塗りのもの
- 六 厚さ一・二センチメートル以上の土又はしつこい塗りのもの
- 七 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの

床
厚さ一・二センチメートル以上のコンクリート造りのもの又はこれと同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの

- 次の各号の一に該当するもの
- 一 コンクリート又はモルタルで塗りつめたもの
- 二 しつこい、フェノール樹脂等で塗りつめたもの
- 三 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの

戸口、窓、換気孔等
鉄扉、亜鉛鉄板、板戸等で完全に密閉しうるものであつて、ガス測定穴及び投棄小戸扉があるもの

錠及び網戸
扉、くぐり戸等の出入口に錠及び網戸が常時備え付けてあるもの

区分	別	別表第四の次に別表第五として次のように加える。		
		A	B	C
くん蒸ガス保有力(空サイロー立方メートルにつき臭化メチル一〇グラムを使用した場合の四八時間後のガス残存率)		七〇%以上	五五%以上	四〇%以上
構造		コンクリート又は鉄鋼板造りのもの	同上	同上
循環装置		投棄終了後二時間以内にガスを均一化する循環装置のあるもの	同上	同上

○通商産業省告示第二十一号
船隻特別積荷法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第三十二条の三第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月二十六日付けをもつて次の株式会社等を認定したので、告示する。
昭和四十六年一月三十日 通商産業大臣 宮澤 喜一

認定番号 申請年月日 株式会社等の名称
第十七号 昭和四十六年一月六日 昭和四十六年一月二十七日 住所
サバ石油開発株式会社 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目三十一番十号

○海上保安庁告示第二十五号
海上保安庁法施行令(昭和二十三年政令第九十六号)第二条の規定に基づき、昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号(海上保安庁の船舶の番号及び標識を定める件)の一部を次のように改正する。
昭和四十六年一月三十日 海上保安庁長官 手塚 良成

別表遠視鏡の部中「PC6 すずつき」を削る。
○海上保安庁告示第二十六号
航路標識の設置について、航路標識法第六条の規定により、次のように告示する。
昭和四十六年一月三十日 海上保安庁長官 手塚 良成

位 名 所 在 地 緯 度 経 度
新海縣新潟市松浜漁港(第二船揚場外端)
三七・一五七・〇八
一三九・〇八一・二六
白色 凹形コンクリート造
無等 群閃白光 毎六秒をへだて四秒間に二閃光 電燈
光 遠 距 離 度 一・〇〇〇カンテラ
明 全 度 一・〇・海里
高 地上から構造物の頂部まで九・四メートル 平均水面上から燈火まで九・九メートル
点 昭和四十六年一月二十五日
○海上保安庁告示第二十七号
航路標識の一時撤去について、航路標識法第六条の規定により、次のように告示する。
昭和四十六年一月三十日 海上保安庁長官 手塚 良成

位 名 所 在 地 緯 度 経 度
茨城縣鹿島港
三五・一五六・一五三
一四〇・一四二・一三二
○海上保安庁告示第二十八号
昭和四十六年一月二十二日
航路標識の性質その他の変更について、航路標識法第六条の規定により、次のように告示する。
昭和四十六年一月三十日 海上保安庁長官 手塚 良成

位 名 所 在 地 緯 度 経 度
新潟縣新潟市(阿賀野川右岸)
三七・一五七・一三三
一三九・〇八一・二一
変更した事項
八、五〇〇カンテラ 電燈
変更年月日 昭和四十六年一月二十五日